

伊方訴訟ニュース

第 81 号

1980 年 5 月 20 日

伊方原発訴訟を支援する会 (連絡先: 〒530 大阪市北区西天満4-9-15第1神明ビル)
藤田法律事務所内Tel 06-363-2112, 口座大阪48780

新局面を迎えた伊方の反原発闘争 住民無視の四電3号炉申込みに 高まる周辺地域住民の不安と怒り

さる5月7日、四国電力は、伊方1,2号炉に続く同社三基目の原子炉を、伊方原発の敷地内に設置したいと愛媛県に申入れた。その二日前、愛媛新聞は一面トップ記事に、そうした申入れが近いことを特ダネとして報じ、地元伊方町はもとより、愛媛県全体に大きな衝撃を与えていたが、それが事実となつてあらわれたのである。

四電の申入れによると、3号炉は、電気出力89万キロワット(1,2号の1.6倍)で、昭和56年12月電調審に付議、59年12月着工、64年3月運転開始を、それぞれ予定している。工事費は2840億円(2号炉の2倍強)で、1,2号炉の東側附近に建設するとされている。

四電の三基目の原発については、すでに数年前から、その立地点が問題となっていた。昭和52年6月に、100万キロワット級2基の計画を、徳島県阿南市に申入れたが、地元住民の強烈な反対に出合い、54年6月、申入れの白紙還元となつて、その計画は流れてしまった。昭和53年夏になつて、伊方町の西隣の瀬戸町で、四電は原発設置工作に乗り出した。しかし、伊方の住民らの協力を得

た地元小島地区住民の一致した反対の前に、その工作も中断されたままとなっていた。

他方で四電は、高知県の須崎市周辺に対しても、数年前から潜行工作を続け、一般にも、3号炉の立地点の本命は、電源の少い高知県であろうとみられていた。しかし高知でも、とくにスリーマイル島以後、全県的な反対の

控訴審第7回公判

6月10日(火)午前10時30分

高松高裁6階法廷

柏木判決の愚を満天下にさらしたスリーマイル島原発事故の意味と教訓とを示しつつ、新裁判長に覚悟と責任とを求め、弁論が展開されることであろう。

2号炉訴訟第5回公判

6月23日(月)午後1時30分

松山地裁大法廷

3号炉持込みという四電の強行作戦を受けて、周辺地域に高まる不安と不信を代弁する原告らの弁論は、一そう鋭さを増すことであろう。

機運が高まり、もし四電の申入れがあれば、県総評の労働組合は抗議のストを打つ予定を立てるなど、四電の立地作戦の前途の多難さが予想されていた。

こうした八方ふさがりの情勢の中で、計画通り64年3月に運転を開始するためには、新地点での建設ではとうてい間に合わぬと判断した四電は、伊方に舞戻るといふ強引な奇襲作戦に打って出たのであろう。もちろん、四電の作戦も、通産省との完全な合意の下に立てられたものであることはいうまでもなからう。

しかし、四電や通産省は、なみなみならぬ決意で今回の申入れを行ったことは疑いない。四電側にとって何よりも厄介なことは、四電、県、伊方町の三者の間で取りきめられている「安全協定」（昭和51年3月発効）の第9条（事前協議の項）には、つぎのように、2号炉までと明記されていることである。

「四国電力は、発電所若しくはこれに関連する主要な施設を設置し、若しくは変更し、又はこれらの用に供する土地を取得しようとするときは、当該計画について、あらかじめ、愛媛県および伊方町に協議し、その了解を得るものとする。この場合において、原子炉総数は、2基（1基の電気出力が56万キロワット級のものを）を限度とする」と。

また、いうまでもなく、あくまで伊方原発の徹廃を願う現地住民が、1,2号炉について二つの行政訴訟を提起して、推進勢力の大元締めの日経と真正面から対決し、同時に、そのたびごとの核燃料搬入阻止闘争など、現地での闘争も執拗に継続してきている。

さらに、スリーマイル島原発事故以後には、県の防災計画でさえ、周辺20キロメートル

内の2市7町を危険地帯と指定するという状況の中で、これまで無関心あるいは傍観者的であった多くの地域住民の間に、伊方原発に対する不安と不信が急速に増大し、そうした人たちが、見かけの上では相変わらず少数派である反対派住民の言動を支持するという情勢が生れてきている。これまで、文字通り四電と一体となって伊方原発建設を推進してきた県や町当局者さえ、今回の四電の申入れに対し、少くとも表面的には、迷惑そうな態度を示さねばならなかったのも、こうした地元の情勢の変化を意識してのことである。

おそらく四電や通産省があてにしているのは、「石油危機」の脅しと、「電源交付金」（3号炉だけで10年間に合計約65億円）の誘惑とであろう。しかし現在でも、発電能力に最も余裕のある四電が、愛媛県の、しかも、ほとんど電気を使っていない伊方町だけに、どうして200万キロワットもの危険な原発を押しつけるのかという疑問を、知事さえ表明しているほどである。また、スリーマイル島原発事故以後では、原発の既設地でも、たとえば昨年11月に福井県敦賀市で行われたある世論調査が示すように、「たとえ原発が地域経済を潤すものであっても、これ以上はごめん」という意識が高まり、新增設はやめてほしいとの声が多数となってきているのである。四電の、住民無視の奇襲作戦も、伊方原発周辺地域の多数の住民の反撃の前に、撤退を余儀なくさせられることであろう。

四電の挑戦を受けた伊方原発建設反対八西連絡協議会（八西連協）では、さっそく、正式申入れの前日の5月6日、伊方町長と同町議会議長とに、つぎの主旨の要求書を提出した。

「スリーマイル島原発事故後、県や伊方町当局も原発の危険性を知らただけに、三号機設置を受け入れるとは思えないが、今までの四電とベッタリだった行政経過からして、われわれは不安である。設置を受入れることは、県や町が自らつくった安全協定にも違反することである」と。

一方、四電の正式申入れを受けた福田直吉伊方町長は、5月8日に町議会全員協議会を開き、「環境調査などの申入れを受けた」と簡単に報告した。その席には、八西連絡協会の住民10名も傍聴者として参加し、協議会の様子を見守った。協議会は、簡単な質疑があっただけで、10分間ほどで閉会したという。

新聞報道によると、閉会後に町長は、つぎのように語ったという。「安全協定の改定問題など、さまざまな課題があるため慎重に対応したい。6月の定例町議会に町側からこの問題を出すのはむづかしい」と。また、辻町議会議長は、「申入れを事前に全く知らなかった。四電はもっとオープンにすべきだ」と話し、町議会原子力発電対策特別委員会の高野委員長は、「スリーマイル島原発事故以来、

町民の受け取りも変わっており、住民意識を配慮しなければいけない」と話したと報じられている。

八西連協では、5月9日、伊方町議18名に、3号炉に反対するよう要求書を出すとともに、街頭演説、チラシの全戸配布、反対署名運動、区長や町職員らへの反対要請の手紙の発送など、矢つぎ早に行動を起こしている。同時に、県内および全国にも広く呼びかけて、反対の大集会を開くことも計画している。また、県の社会党や原水禁も、5月8日、白石知事と山口四電社長とに、3号炉増設反対の申入れを行うなど、全県的に、3号炉増設反対の気運は高まってきている。

四電の強引な奇襲作戦を機に、伊方の反原発運動は、いま、新しい局面を迎えている。

会員、読者の皆さんが、下記あて、激励やカンパをお送り下さるよう要請します。(Q)

☎796-02

愛媛県西宇和郡保内町宮内1-93

矢野浜吉様方

伊方原発建設反対八西連絡協議会

無茶苦茶な8人の住民逮捕 燃料搬入阻止 抗議行動への弾圧

4月24日、四電は、第6海上保安部、愛媛県警を総動員した警備陣に守られて、伊方原発の取替用核燃料を、山口県徳山港を経て海上から強引に搬入した。

これまでも、核燃料が搬入されるたびごとに、地元住民や労働者は抗議行動を続けてきていた。今回は、スリーマイル島原発事故以後はじめての搬入であり、原発の恐怖にさ

らされている八西地区住民や県下の労働者の怒りは強かった。佐多岬半島の突端に近い三崎地区や保内町の磯崎地区からの漁船22隻が海上でビケを張った。陸上には、住民・労働者100人の抗議団が詰めかけ、呼応して、激しい阻止と抗議の行動をくり返した。

ところが、こうした住民の激しい抗議に対しても、四電は全く反省の色を見せず、逆に、

警備隊は、大型警備船20隻、ヘリコプター2機、飛行機1機、機動隊120人と、住民側をはるかに上回る人員と“武器”までくり出して、住民弾圧を図ったのである。そしてあげくのはてには、2隻の漁船に乗って、運搬船「能登丸」の接岸に抗議していた8人の住民を、文字通りデッチあげ逮捕するという暴挙に出たのである。

一応、「公務執行妨害」（警備船の活動を妨害した）、「威力業務妨害」（漁船が運搬船と岸壁にはさまりそうになったので、手や足で運搬船を押した）、「傷害」（警備船乗員の一人が、漁船操船用の竹ザオらしいものでクチビルに切りキズができた）などの容疑で逮捕したものの、検察も、このデッチあげを立証することさえできずに、3日後に全員を釈放せざるを得なかった。

ところが県警の意を受けた八幡浜署は、その後になっても、なお、「調べるがあるので出頭せよ」などと、8人に不法ないやがらせをかけてきている。八西連協ではこの事態を重く見て、宇和島の岡原弁護士や伊方弁護士団の協力を得ながら、警察に抗議をくり返し、告訴も検討している。

デッチあげ事件11日目の5月5日、四電が三基目の原発を伊方町に設置しようとしていることがバクロされ、この逮捕が、四電・警察一体の反対運動つづしであることが明らかになった。

8人の住民からの事情聴取で、逮捕の経過は明らかになっているが、とくに問題なのはつぎの諸点であろう。①警備艇に乗って追いかけてきた八幡浜署の刑事が、逮捕権のない海上で、容疑もつげず、とくに8人の中の一人だけを名指して、逮捕すると叫んでいるこ

と。②この不当逮捕をめぐって、海上保安部さえ、2時間以上も船上でクレームをつけていたが、結局、警察のメンツを立て、「逮捕するなら一緒に」と抗議した全員を逮捕したこと。③八幡浜署は釈放後も、本人らだけでなく家族、友人に対しても、いやがらせを続けていること、などである。（八幡浜 S）

なお、今回の核燃料搬入は、前2回の太平洋岸沿い海上輸送をやめ、それ以前の、徳山までトラック輸送の方式にもどった。その理由は不明であるが、伊方の闘いに呼応して、徳山でも、山口県評の労働者を中心に約300人が、徳山港ふ頭で早朝から集会を開き、徳山港を再び核燃料輸送に使用したことに強く抗議した。（編集部）

会計報告（'80.4/17～5/13）

収入

会費	17,000
ニュース購読料	12,600
準備書面売上金	22,000
カンパ	16,700
コピー代金	36,000
計	104,300

支出

ニュース印刷代	21,000
郵送料	8,810
振替手数料	120
資料費	70,300
弁護士調査費	102,700
会場費	11,100
コピー料金	49,400
計	263,430

差引	-159,130
借入金合計	269,124